

は佐賀県、東京、奈良県はぐんと抜いて二十五日と、二十日以上の県は奈良県と大阪だけでございます。

○千葉千代世君 東京は何日ですか。

○政府委員(赤石清悦君) 東京は十五日でございます。

一番悪いのは高知県の六日でございます。

あと七日というのが非常に多いのでございまして、北海道、秋田、山形、福島、富山、岐阜、徳島、大分、宮崎、これはまあ大体小学校の例で申しましたが、中学校は大体似たような傾向を示しておりますけれども、ちょっととれておるのがござります。中学校で申しまして、一番いいところが大阪でございます。やはり二番目は奈良県でございます。それから悪いほうは五日で、栃木県の四日が一番最低になつております。中学校で申しまして、一番いいところとでござります。で、あとは大体まん中どころでひしめいている申しますか、並んでおのが現状でございます。

○千葉千代世君 いまのは学校医でございます。

○政府委員(赤石清悦君) 学校医でございます。

○千葉千代世君 そこで今度は、薬剤師の勤務状況でございますが、おわかりになる程度でけつこうでございます。

○政府委員(赤石清悦君) 薬剤師で申しますと、

小学でいいほうは、東京の十二日、大阪の十二日、これは飛び抜けて十台を確保しております。

て、あとは、一番目にいいのが静岡の九日、栃木の九日といったようなところでございます。で、悪いところは、小学校で申しますと、山形、秋田、埼玉、全部一日でございます大体一日の最低がそういう三県でございます。

中学校で申せば、やはり大体似通つております。東京の十一日、大阪の十二日、これがいいほうでございます。悪いほうは、やはり秋田、山形、埼玉、奈良、島根、高知、長崎、こういったところが二日と、こういうふりになつております。大体を申せば、五、六、七日あたりが平均

で、ずっとあの県が並んでおります。
○千葉千代世君 そこでこの勤務状況をいま聞きますと、ずいぶんアンバランスのあることがわかつたわけですけれども、これは一体何に原因しているとお思いでしようか。

○政府委員(赤石清悦君) この原因是、やはりこれらの中学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、きわめて重要な仕事に当つていたくてまことにやつています。中学校で申しまして、一番いいことと、それが大阪でございます。やはり二番目は奈良県でござります。それから悪いほうは五日で、栃木県の四日が一番最低になつております。中学校で申しまして、一番いいところとでござります。で、あとは大体まん中どころでひしめている申しますか、並んでおのが現状でございます。

○千葉千代世君 いまのは学校医でございます。

○政府委員(赤石清悦君) 学校医でございます。

○千葉千代世君 そこで今度は、薬剤師の勤務状況でございますが、おわかりになる程度でけつこうでございます。

○政府委員(赤石清悦君) 薬剤師で申しますと、

小学でいいほうは、東京の十二日、大阪の十二日、これは飛び抜けて十台を確保しております。

て、あとは、一番目にいいのが静岡の九日、栃木の九日といったようなところでございます。で、悪いところは、小学校で申しますと、山形、秋田、埼玉、全部一日でございます大体一日の最低がそういう三県でございます。

中学校で申せば、やはり大体似通つております。東京の十一日、大阪の十二日、これがいいほうでございます。悪いほうは、やはり秋田、山形、埼玉、奈良、島根、高知、長崎、こういったところが二日と、こういうふりになつております。大体を申せば、五、六、七日あたりが平均

で、ついでございますが、地方交付税でどの程度現在財源措置してあるかと申しますと、非常に変遷がございました。昭和三十八年には年間学年定額がございましたが、昨年度最も高いといふところと、もう一つはやはり学校設置者なり学校管理都道府県が条例でもつてきめると、県ごとにやつていいといふたてまになつていて。こういうことからその報酬が地方交付税によつて見られており、その報酬の額はそれぞれ市町村もしくは都道府県が条例でもつてきめると、県ごとにやつてあります。中学校で申しまして、一番いいことと、それが大阪でございます。それから悪いほうは五日で、栃木県の四日が一番最低になつております。中学校で申しまして、一番いいところとでござります。で、あとは大体まん中どころでひしめている申しますか、並んでおのが現状でございます。

○千葉千代世君 いまのは学校医でございます。

○政府委員(赤石清悦君) 学校医でございます。

○千葉千代世君 そこで今度は、薬剤師の勤務状況でございますが、おわかりになる程度でけつこうでございます。

○政府委員(赤石清悦君) 薬剤師で申しますと、

小学でいいほうは、東京の十二日、大阪の十二日、これは飛び抜けて十台を確保しております。

て、あとは、一番目にいいのが静岡の九日、栃木の九日といったようなところでございます。で、悪いところは、小学校で申しますと、山形、秋田、埼玉、全部一日でございます大体一日の最低がそういう三県でございます。

中学校で申せば、やはり大体似通つております。東京の十一日、大阪の十二日、これがいいほうでございます。悪いほうは、やはり秋田、山形、埼玉、奈良、島根、高知、長崎、こういったところが二日と、こういうふりになつております。大体を申せば、五、六、七日あたりが平均

を、国はもちろん補助金を出しておりません。県もほとんどこのために出しておらないのでござります。で、ついでございますが、地方交付税でどの程度現在財源措置してあるかと申しますと、非常に変遷がございました。昭和三十八年には年間学年定額がございましたが、昨年度最も高いといふところと、もう一つはやはり学校設置者なり学校管理都道府県が条例でもつてきめると、県ごとにやつてあります。中学校で申しまして、一番いいことと、それが大阪でございます。それから悪いほうは五日で、栃木県の四日が一番最低になつております。中学校で申しまして、一番いいところとでござります。で、あとは大体まん中どころでひしめている申しますか、並んでおのが現状でございます。

○千葉千代世君 いまのは学校医でございます。

○政府委員(赤石清悦君) 学校医でございます。

○千葉千代世君 そこで今度は、薬剤師の勤務状況でございますが、おわかりになる程度でけつこうでございます。

○政府委員(赤石清悦君) 薬剤師で申しますと、

小学でいいほうは、東京の十二日、大阪の十二日、これは飛び抜けて十台を確保しております。

て、あとは、一番目にいいのが静岡の九日、栃木の九日といったようなところでございます。で、悪いところは、小学校で申しますと、山形、秋田、埼玉、全部一日でございます大体一日の最低がそういう三県でございます。

中学校で申せば、やはり大体似通つております。東京の十一日、大阪の十二日、これがいいほうでございます。悪いほうは、やはり秋田、山形、埼玉、奈良、島根、高知、長崎、こういったところが二日と、こういうふりになつております。大体を申せば、五、六、七日あたりが平均

す。で、いま国は出たのが一つのまあ積算基礎だけだからとおつしやつたんですけども、しか

し、積算基礎として出すからには、それ相当の根

拠があつて出さなければならないと思うのです。

ですから、できればこれに沿つてもつと県々の独

自性によって上わ積みしていつて、よい学校保健法

の発展が期されなければならないと私は思うので

す。そういう意味でいきますと、単に学校保健法

ができたといつても法律が動くのではないわけ

です。幾らい法律ができたって、法律が動いて学

校保健が発展するものではないわけです。実際に担

当している学校の職員の方々、校長、あるいは養

護教諭、学校医の方々それぞれの一いまあ学

校医の方々と申しましたけれども、その中に学校

の発展が期されなければならないと私は思うので

す。そういう意味でいきますと、単に学校保健法

ができたといつても法律が動くのではないわけ

です。そうしますと、これは幾ら校長さんが建立

したって、一人でやれるものではないわけで

す。当している学校の職員の方々、校長、あるいは養

護教諭、学校医の方々それぞれの一いまあ学

校医の方々と申しましたけれども、その中に学校

の発展が期されなければならないと私は思うので

関係もありますけれども、一人で五、六校かけ持ちしていらっしゃる方があるのですね。それでお金は一人について幾らと出るのだから五、六校かけもちしても一人分しか出ない、こう言われている。私はこれはおかしいと思うのです。一校について幾らと勘定してあるわけなんだから、もししかけもらつて、これが積算基礎の中に一校について幾らという算定をして出してあっても、つまり積算基礎の中にはそういうふうにしてあるから財政措置としてはそう組んであっても、地方へいった場合に、ひもつきでないために、まあ県のほう、あるいはそこでこまかしじゃないけれども、一人分しか出ないのだからといって、五校かけ持ちであつても一人分しかやっていないので、経理にそう言われて、そのお医者さんなり薬剤師なり歯科医の方々は、それじゃ一人分しか出ないのだからといふので涙をのんでいるというふうになつてくれれば、これは待遇と勤務とはやはりらはらだといふことが看取できるわけですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(赤石清悦君) 先ほど申し上げました

ように、かけ持ちの状態ござりますね、兼務の状

態につきましては現在調査中でございまして、最

高高校ぐらいかけ持ちになつていて、それがど

の程度であるかといふことはまだ詳細なデータは

判明しておりませんので、一がいに申せないと思

いますが、確かに私の耳にしておりますのは、二

校、三校あるいは四校、五校かけ持つていてる例も

絶無ではないというふうに伺つております。た

だ、いま先生御指摘のようにそれは報酬が少ない

から、そういうふうに市町村がさせている、そ

う御趣旨であったかどうか知りませんが、して

いるのかどうかといふ、全然ないとは思ひませ

んが、やはり一番多いのは、何といつてもいなか

のほうに行きますと、お医者が少のうございます。

ですからどうしても一人の人が方々に引っぱりだ

きになつて、全然学校医がいかない学校がで

きたのではないでござりますから、どうぞ来

てほしいというて各学校から呼ばれまして、心ならずも方々の学校に一人の学校医がいかなければならぬという社会情勢のほうがむしろ主じやにならうかと、こういうふうに考えております。秋山長造君、ちょっと関連。いまの学校医の報酬のことですが、これは職務の内容についてはこれが施行規則に準則がきちっと書いてあるのです。が、その職務の執行の裏づけになる報酬については、これは文部省に何も準則のようなものはないのです。

○政府委員(赤石清悦君) はつきり明文でこの程度出してほしいというふうな規定は実はございません。

せん。ただ地方交付税で学校医はこの程度みた、

歯科医はこの程度みたということは情報として流

しておりますし、一般的な地方交付税に対する関係

省庁の希望としては、せめてその程度は確保して

ほしいという願望は一応かかるべき機会に伝えて

あるわけござります。ただ地方交付税という基

本的な性格上、そのとおりしている学校もあれば、いよいよ現状だと思います。

○秋山長造君 その点がどうなんですか。まあ全

国一律ということを一举にやるわけにはいかぬに

しても、少なくとも府県単位ぐらいでは、大体府県

の教育委員会で指導して、大体こういう線を合わ

せてやるというくらいのことはなるべきじやな

いがと思うのですがね。そうでないと、せつかく学

校保健法というような法律ができるても、何か

一番肝心なところが抜けたようなかつこうになる

のじやないかと思うのですよ。その点はいかがで

しょうか。多くの場合は私も全般的なことは知り

ませんけれども、市とか郡ぐらの単位で医師会

あります。ただ最近やはり医師の何と申します

ん過去からのいろいろなことがござりますし、御

指摘のようになりますが、かなり市町村ごとに、隣の村ごとにも違つていてるという実情がござります。ただ最近やはり医師の何と申します

か、就業している状態が、かなり市町村ごとに変

貌しつつあるようでございます。したがつて、や

はり名譽的な医師は一面残つてると同時に

に、やっぱり勤務に對して正当な報酬という近代

的な感覚でもつて、これ足らんじやないか、こんな

安っぽい報酬ではもういやだといって、地区に

よりましては何か医師が辞退をしたいと、こう

いったような動きもありますときでござりますの

で、御指摘のような問題点については、私どもこ

れは何とかしなければならぬと、せめて県あるい

は市町村委会あたりでこれが運営をとつて、できる

だけ努力をして、学校医、歯科医等の待遇につい

ては常識的な報酬を出していただくようにしてい

ただくべきである。こういうふうに考えておつた

ときでございます。

○秋山長造君 まあ考えておられるのはけつこう

です。それを何かこう形にあらわしてやつてくれ

るだけのことはやつてもらうということですね。や

はりきちっと出すだけのものは出して、それでや

り名譽的なものにもたれていくということはこ

んなかなか積極的に言い出せぬというような特殊事

情もあるのでしょうかけれども、しかし、これだけ

の学校保健法という大きな法律をつくつて、そう

してこれで積極的にやつていこうということであ

りますから、自分のはうからどれだけということを

いふような伝統的なムードというものがあるもの

ですから、自分のはうからどれだけということを

いふような伝統的なムードといふふうながまんにがまんをした末での発言

です。なつか学校医自身もそういう名譽職的なな

よ。なつか学校医自身もそういう名譽職的なな

ら、これはいつまでたっても解決せぬし、前進せぬ。てんでんばらばらのことになってしまうのですから、そういう意味で建設的な指導をやつてください。それで、具体的に何かこういうことをやつたということがあつたら、機を逸せずこの委員会に報告していただきたいと思います。お願ひいたします。

○政府委員(赤石清悦君) 十分御趣旨を体しまして、前向きに検討させていただきたいと存じます。

○小林武君 関連。文部大臣ちょっとお尋ねした

いのですが、私は学校医といふものに非常に学校の教師としてお世話になつた、これは無医村から比較的中くらいの都市と大都市と、いろいろあるから一がいには言わぬのだけれども、本来学校医というようなものを将来どうすべきか。たとえば一年に一べんも来ていただけないというようなところもあれば、それから頼めば簡単に相手が御迷惑でも、依頼のできるようなところもあれば、いろいろな形があると思うのですが、私は学校医というものの学校における重要性ということをずいぶん考えたものですから、そういう立場からいつて、この報酬の問題はそれとかわり合いが私は多少あると思つておるのですが、いまのままであれでいくのか、将来学校医といふのはこうすべきだというようなことで、たとえば保健審議会なら保健審議会といふようなものがあるならば、これをお聞きしたいのです。私はこれはもう少なく述べてもここ半世紀ぐらいは同じやり方をやつてき

○國務大臣(鈴木亨弘君) 実はいまも、ちょっと余談でござりますけれども、私の父が実はいなかの学校医をやっております。その実態等を思い浮かべましてお答えするわけですが、確かに府県において学校医の制度につきましては、相当前時代的な遺風が残つておるかと思います。特に学校の保健関係が非常に重要になつてまいつておる時代でございますので、学校医制度につきましては、

やはりはつきりした一つの制度を出さなければならぬ時代がきておる。文部省でいま一応予算的に考えておりますのは、僻地等の無医村等の学校に対しまして、学校医、学校歯科医及び薬剤師を遠方から派遣する経費につきましては、これを僻地に補助をいたしておるのでござります。いろいろな態様がござりますから、先ほど秋山さんからもお話をございましたけれども、この制度を早急に明確な制度に切りかえていくということは、きわめて早急には困難だと思いますけれども、しかしながら保健の立場から申しまして、この制度をもう少し明確な姿に持つていかなければならぬ。たゞ、たとえば学校医をいまのような委嘱する姿でなしに、相当の学校を兼務するということはございませんても、学校医として専任の者を置くといふような形をとつたらどうかという意見もございますが、現在の医者の数、及び保健所におきましても、医師を獲得するのに非常に困難な実情にござりますので、無医村の解消及び保健医の充足、その他医師の養成計画、それからそれらの医師に対する待遇の問題、これらをあわせまして基本的に考えなければならない問題があると思います。特に私は、やはり日本としまして一番重大な問題は、例の無医村解消の問題じやないか。無医村を解消すると同時に、これに対しまして、学校医の問題もいろいろこれは関連していま政府としても考えていかなければならぬということです、先般実はこの無医村の問題は閣議の問題にもなりまして、ひとつこの際無医村解消に向かいまして相当強力な施策を打ち立てようと申し合わせをいたしておるのでございます。それに関連して学校医の問題も、文部省としましても真剣にこれと取り組んで、前時代的な一つのあり方というものを解消して、新しい学校保健の中核になるような制度をぜひ考えてみたい、こう考えます。

わなかつたから、その前十年来ないか二十年来にな
いかわからぬ。それから大きな学校の例を見るとい
私はかなり長くそういう学校の身体検査の係をやつておつた。その間数年の間見ていても、これは学校医の先生はほくは過重だと思うのです。千二百人か三百人いる生徒児童に対して、これは何日かとにかく割いてやられるけれども、私は医者さんの技術ということはよく知らぬけれども、ほんばんとあてがつてみて、一体子供のがれがどんな状態になつてゐるのか、栄養なんかは昔は乙とか丙とか何とかいつてくれました。いつてくれまして、眼科から何からその当時はみんなやつた時代がある。そういうことが一体どうなのが。それとそ
ういうことを考へるというと、選育的ににはまだま
だ私は文部省が学校医のあり方について検討する余地がある。もう一つは、やつていただく先生に對して、一体私どもが知つてゐる限りのあれでは話にならぬ金なんですよ。それで忙しい先生を何日間も学校にくぎづける。幾ら日本の子供のためか何か知らないけれども、そんなことでは病院の経営がどうなるかということになるわけです。これはとにかく待遇の問題その他いろいろな問題に關係していくし、この法律案にも關係していくと思ひが、やはりちょっとこれはいさか時代離れてをしているような感じが実はしているのですね。そういうところからの不満はありますよ。私はこの間郷里に帰つて、「二十年以上ですね」私が知つてからですから、もう二十年以上三十年近く学校医をやられた先生が、何だからこういう書きつけ一枚で、しかも本人がよくわからぬうちに学校医がえたからという、いろいろお世話になりましたといふぐらいいふことですけれども、私は「学校医の感謝状は要りません」と言つたと言うのですね。大体そういう長い間の奉仕専門にやらしておいて、やめるときはまるきり何だか紙きれ一枚でこれを処理できるようなそんなやり方で、一体大事な子供の健康をよく頼みますというのは横着な考え方だと思うんですよ。実はこの間その先生から直接話を聞いて、なるほどなどと私は思つた

のです。でありますから、私はここで、この法律案から若干離れているとも考えられますけれども、やはり学校医の問題については、もうあまりのびのびと検討している段階ではないよう思ふんです。これは子供のやっぱり健康の問題ともかかわり合って私はそう思います。これは局長、ひとつ大奮発をして、どうらい大きな予算でも要求して、あつと言わせるようなことをやらなければだめですよ。大体通るだらうと思うところのそれを持ましほってそれを何掛けというようなことであつておつたら、百年河清を待つというようなことになると私は思う。そういう点で局長は急速に抜本的にやらなければならぬというような考え方があるのかどうか、これは事務担当者としてですよ、どうですか。ぼくらは経験からものを言つてゐるのですけれども。

でなくて非常に関連があるのです。災害補償の計画その他にもあります、ずっとこの法律はいい法律だと私は思つておりますし、願わくはもっといい法律にしていきたいという意欲を持つておりますので、そういう意味で前提として、現在学校医、学校歯科医、学校薬剤師が置かれている現状その他をしつかりお互いに把握して、そしてともどもやっぱり法律をつくっていくという任務が私どもにありますので、そういう観点でお聞きしていふわけありますから、これは率直に私伺いたいと思うんです。

そこで大臣は、先ほどのお話ではお出かけになるそうですが、またお帰りになれますか。ちよつと御都合を伺ひますけれども、それによつて質問しておかぬと……。

○国務大臣(鶴木亨弘君) まだずっと一時ごろまではたいていおれると思ひます。

○千葉千代世君 サつきの待遇の続きなんですが、聖職意識ということを局長さんはおっしゃつておりましたなんですが、あげ足をとるわけではありませんけれども、いま健康保険の問題でたいへんもめております。あの中で医師会の懇情がたいへん山のようになりますけれども、あの中に聖職意識というものでなくして、ほんとうに人の命を守るというこの眞の意味の人間尊重といふ意識に燃えて非常に一生懸命になっておつて、あの法律の内容について真剣に取り組んでいらっしゃる姿を私は見受けたるわけです。そういう意味合いにおきまして、やはりそういう新しい時代の中でお互いにやはり命を尊重し合うという時代ですから、もうここらあたりで文部省自体の聖職意識を振り捨てて、教師も学校の現場で学校保健を取り組んでいく立場で、校長さんも、教師もお医者さんも、みんなそれを振り捨てて、真剣に取り組む体制をつくっていく、その一環としての待遇を見ていきたいと思うのです。そこで、具体的に申し上げると、私の調べたのでは、やはり東京が断然いいわけなんですね。これは学校医もいいし、歯科医もいい、薬剤師も皆いいわけなんで

す。で、国の財政措置とそれにさらに上積みして
いるわけなんです。それぞれ区で予算を取つて加
えているのです。一つの例で申しますと、日黒区
が一番いいのですね。これが約十万円近い。それ
からお医者さんがずっとよい。それから豊島の例
ですけれども、これは薬剤師の方で申しますと、
薬剤師の方で年三万六千円、区でさらに予算を
とって四万八千円にしてるわけです。だから
たいへんな違いになりますね。それで国では一
万二千円の算定基礎でもつて財政措置している
と、こういうふうにおつしやいましたね、交付税
の実態を。そうしますと、ずいぶんな違いになり
ましよう。私はこれでもたいへん少ないと思つて
いるところにもつていつて、さらにもつて一方では一
少ないところは五百円というところがあるのです
す。五百円ですよ。それから学校医と学校歯科医
と学校薬剤師の方に差がついておるのですね、手
当の差があります。それから私この災害補償法の
これを見ていくと、たいへん差があるようになります
ましたので、気になりますので、後ほど伺いたい
と思うことがあります。これはどういうところか
ら差がついてあるのか。いまは学校医さんも学校
歯科医も学校薬剤師の方も、みな大学の修業年限
には変わりがないのですけれども、どういうところ
からきていますか。その辺を伺わしていただき
たいと思います。これは後ほどまたもう一べん質
問いたします。

は、学校医と学校薬剤師の報酬の違いが第一のようございましたね、それから同じ学校で学校でも学校によって違うということをございましょうか。学校医と学校薬剤師の違いをございますが、これはわれわれ一般にこういうふうに受け取つております。お医者は大學で六年勉強してインターングンがあつて、七年かかる。薬剤師の場合は四年で一応一人前になるし、こういったことが基礎になります。お医者のほうは大学で六年勉強してインターングンがあつて、七年かかる。薬剤師の場合には年で一応一人前になるし、こういったことが基礎になります。お医者と薬剤師の給与ベースでも表が違います。最初の初任給からしてお医者さんと薬剤師さんは差ができることがあります。たいへんまあ差があるということは遺憾なことかもしれません、が、一応奨給表によつてどうしても合理的な何か基準にしていかなければなりませんから、そういうふうに違つております。大体そういう思想もつてこの地方交付税の算定基礎の場合も、それと完全に同じであるとは言い切れなかもしれませんが、若干学校医、学校歯科医は大体同じ系列で、薬剤師さんは少し落ちておる、こういう関係になつております。また同じ学校医、同じ薬剤師の間の違いは、先ほど申し上げておりますように、これは補助金でございませんので、市町村によつてどうしても違つてきておる。大体は一時間幾らというきめ方とか、生徒数一人について何円、こういったきめ方をしている例が多いようでございます。その辺の違いが、Aという村が生徒一人二十円と見る、Bという村が三十円と見れば、どうしても違いが出てくる、こういうことになつているのではないかと思います。

て手当でございますから、そういう意味で原則的にはいまの話は私わかつたわけです。ただこちらの中身に入つてしまふと、私混線しますから避けますが、この基礎の中で二十五年で打ち切るとか、内容の中に差があつたということが一、これは重複を避けます。そのことはもう置きます。いまわかりましたから一度は聞かせん。差別ではなくて、そういう意味の差だということが一、これは差別でないのですから了解いたします。

今度こちらのほうにいきますと、積算基礎の中の一萬二千円、校医さんとの差ですねこれは勤務日数の差でしよう。それならば了解できるのですよ。勤務日数の差ならば了解できるのです。仕事の性質だとすれば、いま新しい科学時代になつて、公害対策とか、いろいろな学校薬剤師の仕事の分野というものはたいへんふえてきたのですよ。たとえば私船橋に住んでいて、どんどん公団ができて、どぶもつけなきや何もつけなくて、蚊は住みほうだい、こういう中にいれば公害がうんとある。文部省は体育局でアールづくれブルーつくれと予算を取つておいて、その消毒もちつともしない——またまには消毒はしているでしようけれども、消毒の管理はだれがするかといふことになりますならば、学校薬剤師の方がやって、昔は塩素クロームをやつた、いまは何をいたしますか、私も薬は知識が乏しいのですが、そういうことについても薬剤師の方は取り組まなければならぬし、あるいは身体検査するにしてもいろいろな機械なんかについてもたくさん要るでしようし、ずいぶんいろいろな薬についても、理科室の薬の管理とかその他たくさんのお仕事がある。公害方面についても、国会でもそのために公害対策委員会と、そういうものを設けたのですから、それほど重視されているわけです。ですから地域の保健所あるいは公害対策、いわゆる環境衛生、この学校保健法を見ますと、薬剤師の任務の中に環境衛生ということが書かれておりますが、そういうふうに含まれていきますと、やろうと思つたらこれはたいへんなお仕事になりますが、

とてもこの手当でどうにもならないから、やれる粗末きわまる手当でございますから、これではどうしようもないということになりますね。さつきたのように、小林委員が北海道の学校に二年間いたように、アンバランスのあるという一つの問題ではなかろうかと思うのです。ですからやはり仕事の内容そのもの、どちらが重くてどちらが軽いかといふことは、軽卒に学校医さんの仕事が重くて学校薬剤師の仕事が軽いとかいうその概念は払拭していくべきまして、学校医さん、学校歯科医さん、学校薬剤師さんという仕事をするものは違うかも知れないが、一貫して流れの内容、重要さというものは変わりがないという認識に立った手当の組み方だときまつて、学校医さん、学校歯科医さん、学校薬剤師さんといふ仕事をするものには違ひがあると思いますが、いろいろな仕事の中身と仕事の量とでほんとうは区別せらるべきものかもしれないとは思いますが、しかし、現段階におきましては、さような仕事の中身において差をつけるだけ念入りな報酬になつておりませんので、いまもっぱら量的なものとして要求さしていただいているわけです。たとえて申せば、学校医の場合は定期健康診断に年間四十時間ぐらい御出席いただきたい。事後措置には四時間、学校環境衛生には四時間、臨時の健康診断には四十六時間、学校保健委員会二十時間、健康相談には六十分間、合わせて百八十時間。この時間に見合う金額として約五万円ほど要求している。だから私どもの態度は、質もあるございましょうが、現段階においてはもっぱら量的な仕事をされる時間によって多い少ないということに考えさせていた

だこう。この点は学校医も学校歯科医も薬剤師も同じでございます。ただ、現実に地方交付税がきります段階におきましては、こういう私ども要求に対しても時間数を減らされますし、単価が減らされるということで自治省の現実の地方交付税は下がっていく。決して学校医、学校歯科医にそれが仕事に非常に違いがあるという要求にはなっておりません。時間の差異と、こういうふうになつております。

○千葉千代世君 ちよどいま学校薬剤師のところに入ったのですが、その中に一つ問題があるのですがござりますね、その中に機械の問題がでております、八種類の機械を買って検査をするということです、そうして国が三分の一補助するたまえになつて補助しております。これは間違つておったら訂正してください。八種類で大体二十三万七千円かかる。これは三年前に四百七組か買つた、ことは二百しが買わない、あとは打ち切りだということを聞いたわけなんです。それでたいていの補助を見ていくと、これは学校の校舎にしてもいろいろな問題にしても補助補助で、補助が三分の一ですから地方、市のしわ寄せでもつて非常に困っていますね。これもその例に漏れないで非常に地方財政が逼迫しておりますから、三分の二地方で持つのは骨が折れるので二分の一補助にしてほしいということを聞いたわけです。私もつともだと思ひます。そこで、今度打ち切りになるということをうわざで聞いたんですねけれども、それはほんとうでございますが。もしそなれば理由は何んでしようか。

○政府委員(赤石清悦君) 御指摘の予算は学校環境衛生設備整備補助金、こういう名前の予算だと思います。これもいま御指摘ございましたが、学校環境衛生の一その進展をはかるため、八種類を、水質検査器とか、照度計とか、騒音計とか、カタ温度計とか、こういった八種類のものを一セットにしまして、これを買う場合において二十万三千七百円の三分の一を補助いたしましょ

う、こういう中身でございます。これは昭和四十
年度から満足して昭和四十二年度で三年を迎えた
わけでございます。ところが、これは行政管理庁
のほうがいろいろ補助金の実態を調べた結果等も
ござりますですが、不用額が若干ずつ初年度から
計上されてまいりました。したがって、この予算
がそれほど重要なものではないのではないかとい
う一見そういう印象を与えた点がございます。そ
の理由といたしましては、いま御指摘のように補
助率が三分の一であるとか、もう一つ市町村によ
りましては、八種類全部はないけれども、そのう
ちの一部はあるからその全部必要としないんだ
と、それを分けて好きなものだけ補助金くれぬか
といったようないろいろな御要望がございます。
御承知のとおり補助金というものは、一応きまつ
たとおりでなければなかなか執行できないとい
う、やや彈力性に欠けたような点、それからまた
もう一つは、市町村は、やはり國の補助金を待た
ずしてそれぞれそろえてきておったというような
事情からして、当初私どもが予期したようなふう
にこの予算が必ずしも地方で受け入れられなかつ
た。この点が行政管理庁から指摘を受けまして、
この予算はこれはやめるべきであるという指摘を
受けたのでございます。そこで、それやこれや
を考えまして、私どもとしては昭和四十二年度で
この予算は一応成果を果たしたものとして考え
よう。ただ、いま先生はまだいろいろ希望がある
のではないかといったような御意見のようであり
ますが、私どももいまの予算としては多少いろいろ
の問題はございますが、多少衣がえと申します
か、考え方をして、これに似たような予算が将
来受け入れられる可能性があるし、学校環境衛生
といふのは非常に重要な問題でございますから、
しかし、行政管理庁あたりからの御指摘がござい
ますので、この予算は一応昭和四十二年度でおし
まいにいたしますと、こういうように言つてあり
ます。ただ、私どもの気持ちは、やめたあと、その
結果どういうふうにしたらいいかというとの始
末をもう一ぺん再検討させていただきたいと、こ

ういうふうに考えておるところでござります。
○千葉千代君 そこでたいへん心配なのは、もう
この間文教委員会で小林委員の質問にも
あつたように、まだ雨水を飲料水にしてる学校
が日本に幾つあるかという資料を要求したりなん
かしておきましたね。そういうふうに飲料水の場合
に、井戸水を使つて、谷川の水を使つて
いるところ、簡易水道を使つて、普通の水道を使つて
いるところをあげるとたくさんあります、こ
の法案に早く入りたいと思うので私も急いでおり
ますが、そういうふうにこの八種類の機械を使つ
てしなければならぬ仕事はたくさんありますけれども、さつき私が前段に述べたことは、手当の問題
を、それからかけ持ちの都合とか、いろいろな人的
な問題、学校の協力体制、いろいろな原因があつて
機械がまだ十分にもし使い果たし得ないでいると
すれば、その原因があると思うんです。ですから
それらと考え方合わせてしないと、一ぺん打ち切つ
てしまふと、今度復活するといふことはたいへん
だということは私よりもあなたのほうが御存じで
しょう。打ち切つてしまつて、またすぐ復活して
来年、再来年また新しく出しましようといふとき
に、するすると通つたためしが一体ありますか。
私の知る範囲ではあまりなかつたよう記憶して
おりますが、いかがでしようか、その自信を持てま
すか。私はそれはむずかしい、という判断をいたし
ます。したがつて、学校薬剤師の方々その他御
意見をよく調整されまして、そうしてまた保健体
育審議会等もありなんでしょうから、その辺の
御意見その他の勘案いたしまして、十分にこの使い
方の効果があがるようにして統けたらいのでは
なかろうかという意見でござりますけれども。
○政府委員(赤石清悦君) 先ほど申出しましたよ
うに、いまのままの予算ですと、これは一応や
めて再出発いたします、こういうことをやはり役

れる、それが健康診断の検査項目の一項に入つておるわけがござります。しかし、これはまあ発見につとめるということであつて、ただいまの御指摘のように、さらに一そらの心臓疾患についての精密検査ということはとても現在の学校医にすべてどの学校でも期待できるものではないと思ひます。しかし最近子供の心臓疾患が非常に目立つてきておりますので、学校ごとに期待できなので、各県ごとにこういうことを県教育委員会員に努力してもらおうじゃないか、こういう方向に立つております。まだそれが十分に至つておりますが、すでにある県では二、三そういう方面の心臓疾患の発見に非常に努力しておる県がござります。文部省もそういう傾向を全国的に助長したいたいということでいま対策を練つておる点でござります。

○政府委員(赤石清悦君)　いまのところ全然おりません。将来もおるかどうか、これはちょっと予測できません。まあほんどのいのではなかろうかと考えておりますが、法律はすべての可能性を前提にして規定しなければならぬものでございますので、一応たてまえ上規定させていただいたわけでござります。

○千葉千代世君　私これを見ておりまして、そういうのがあるかどうか、ちょっと一、三の県に聞いてみたのですが、一つもないものですかね、びっくりしているのです。それで考えてみたら、一応これは教員その他公務員の災害の補償法に準じてやるから、それをそのままこうやつたというふうに解釈すれば、あとのほう、これはちょっと合わないという感じやありませんけれども、すぐ直接関係のないようなものであつてもよろしいのですね、これは、いまの問題と、たとえばもう一つ、ついでですが、児童扶養手当、これは社労でなく、支給の手帳としている、特別児童扶養手当とか

いろいろなことで、ありとあらゆるケースを想定いたしまして、こういう補償制度全般を律します。いろいろな原則にのっとりまして、ありとあらゆる関係条文を整理したと、こういうことでござります。

○千葉千代世君 そこで打ち切りになつていま
す、最後のほうの二十五年勤続か何かが最後にあり
なつてありますね。表がいま私ちよつと手元にあります
ませんが、きのう調べてみたのです。表の中に、
二十五年で打ち切りになつていますというのには、
お医者さんだといふと、わりあいに収入が多いわ
けであります。国家公務員とかそれに準じた場合に
は、給料が俸給表によつてずっときまりましたよ
う。五年つとめれば幾ら、十年つとめれば幾らと
きまりますから、その方がなくなつた場合には幾
らとか、それからけがした場合に幾らといふこと
は算定がすぐできますね。それからお医者さんの
場合ですというと、収入がまちまちですね。開業
するまでは、専門医になりますと、専門医の先生も

詰問いたしておるわけでござりますが、この対外競技につきましては、中学校までは相当きつい線で、かつて今までずっと長い間文部省次官通牒どいうことで規制をいたしておつたのでございますが、これに對してはいろいろな論議が起こつてしまいまして、はたして今までのとおりでいいかどうかということを詰問いたしておるわけでござります。学校体育はもちろん必要でございますけれども、しかし子供のいわゆる保健が体育に先行するものであつて、この学校保健の基礎の上に立つて体育の振興をはからなければならぬわけです。ですから、場合によりまして、保健の基礎の上にない体育の振興ということは、むしろ逆に言えば子供の健康に害になるという場合もあり得るのでございますから、そういう面を考慮して行なうべきだと思ひます。ですから、こういう意味におきまして、単に学校競技というだけではなくに、保健という面からあわせて考慮されるべきことでございまして、保健体育審議会にはそういう意味におきまして、そのほうの専門の方をお加わりいただきたいおるというのが現状でございます。

法案の提案理由の中の二ページの初めの一項目でございます。「また障害補償および遺族補償に係る消滅時効」というのがござりますね。これは新しい法律ができたから消滅すると、こういう意味で解釈してよろしいでしょうか。解釈だけちょっと聞いておけばよろしいのです。

○政府委員(赤石清悦君) これは現在は一年でございます。一年たてば消滅時効が完成するということでございます。それではお気の毒だから、二年から五年に延ばすという意味でございます。

○千葉千代世君 下に書いてありますね。わかりました。

それから、これはたとえば船のお医者さんであつたものが学校医になつた場合に、船員保険のお金をかけたもののがこちらに統くと、こういう内容と解釈してよろしいのですか。そういうもののが一体どのくらいありますか。

○政府委員(赤石清悦君) 前段は御指摘のとおりでございます。一体それに該当するのが何人いるかという問題……。

○千葉千代世君 大体でけっこうです。

よく取引上に慣れておる半別りでござる三三三とか
という、これは貧困家族のになりますね。学校医
さんですと、あまり貧困家族ではないですね。い
ま言つたように聖職意識だということであるか
ら、貧困家族ではなくて、年収何円内という少な
い額で適用されますから、まずこの適用はいまの
ところ私はないと思っております。そうすると、
これは一般的の国家公務員あるいは地方公務員です
が、そういうふうな公務員の災害補償法に適合し
たからそれを準用するのでしょうか。こと
ばがちょっとわかりませんが、そういう意味でそ
ういうのは列举されていると解釈すれば、これは
一々気にすることはない、こういうことです
か。

○政府委員(赤石清悦君) 大体の考え方として、は、さようでござります。でござりますから、関連する法案について全然改正しなくとも、ここ十一年間あるいは二十年間は何にも該当する事例がないじやないかと思われるようなものではございましたのですが、しかし神ならぬ身でございまして、どこにどういう人が出てくるかわからないとか。

○政府委員(赤石清悦君) いまの御指摘の点は、補償基礎額表が五年未満、五年以上十年未満、こゝうした刻みが六段階になりまして、最終段階が二十五年でとまるような、その解釈がちょっとできないんです。それをちょつと説明してくれませんか。お医者さんも迎えますからね、いろいろな個々差がありますから。

るのではないかといったようなことを御指摘のよ
うでございますが、これは実は法律の第四条に、
これは学校医は非常勤でございますし、どこかに
準拠してつくらなければならぬ、大体国家公務員
の災害補償法にならっているわけでござります
が、第四条に「前項の規定により政令で基準を定
める場合には、政府は、国家公務員災害補償法の
規定を参しやくするとともに、前条各号の補償
が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師と
しての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務
上」云々と、こういう規定がございまして、これ
らと同じようにやつてほしいと、こういう法律の
趣旨がここに書かれてございます。そこでこうい
う基本前提に基づきまして、補償基礎額表を、大
体公務員の場合は二十五年以上というのが一番長
い年限というふうになつていてるのでございまし
て、これに一応準拠したわけでございます。ただ
まあ御指摘のようすに、確かに普通の学校医の場合
は、実際は開業してしまして、もっと長くやつて
いるようなのがあると思います。ただし少し、一
応この制度を國家公務員災害補償法と見合つて規
定する立場上こういう刻みを採用させていただい
た、こういうことでございます。

○千葉千代世君 それはさつき質問の中に、長い
こと安い手当で一生懸命働いておつて、やめると
きには紙切れ一枚でやめると、こういつたわけで
すね、ところが、たとえば学校へ身体検査に来る
途中、いま交通が激しい、そうして自動車にはね
飛ばされて不幸にしておなくなりになつた、その
ときの補償が少なくてたいへんお気の毒だと、こ
ういう気持ちから聞いたわけです。そうしてその
お医者さんがうんと長くて働いていたらっしゃ
るならば、たいへんな收入のある方なのに、非常
にお氣の毒だなという気持ちで考えると、ずいぶ
ん少ないなど、こういう気持ちがあつたわけです
が、すかつと割り切つて、國家公務員に準拠した
から、換算すればこうだと、そういうことをいえ
ばそれまでの話なんですが、そういうことでしょ
う。

○政府委員(赤石清悦君) 確かに学校医、学校薬
剤師等の先生方の中には、この補償基礎額表の基
礎になるような何と申しますか、給与以上の収入
がある方もいらっしゃると思います。しかし、こ
れはあくまで国、都道府県が責任を持つてぎりぎ
りまで、公務災害補償の場合これまで補償い
たしますと、こうしたことなんでございまして、こ
中には非常に収入の多い方もいらっしゃるでしょ
うが、中には必ずしもそうでない方もいらっしや
る。それらを通じてどの限度まで補償するかと、
こういうきめでございますので、この辺でごかん
べん願つておると申しますか、これが一般の考え方
になりますと申しますが、これは必ずしもそうでない
方がなつておると、こういうのでございます。

○千葉千代世君 これは話がちょっと飛躍いたし
ますけれども、航空事故がございました場合のよ
うに、国内航空、それからこの間のカナダ航空の
場合ですね、あれは五六百万円、片方は二千万円とかあるいは一億で
すか、こういうふうにたいへん違つたでしょう。
一人の命に対してあれだけ評価が違う。國柄が違
うのだからそだ、会社の規模が違うのだからそだ
う。六百万円、片方は二千万円とかあるいは一億で
ますけれども、航空事故がございました場合のよ
うに、国内航空、それからこの間のカナダ航空の
場合ですね、あれは五六百万円、片方は二千万円とかあるいは一億で
すか、こういうふうにたいへん違つたでしょう。

○千葉千代世君 いままでの例ですね、今まで
にそういう例がどのくらいあつたか。たとえばけ
がをなすつた方の例ですか、御不幸にあつた方
の例を区別しておつしやつて、ただいて、それ
からもし、これは予想するのほんへん御無礼に
なるかもしねませんけれども、予想して万全の措
置をとられた法律だと思いますから、もし五十歳
なら五十歳の方が途中で自動車で御不幸な目に
あつたら、どのくらいもらえるのですか。公務員
に比較しますと。これは年金になりますね。いま
まで一時金であったのが今度年金に切りかえられ
るような法律ですね。今度これを見ますと。そ
うですね。一時金じゃなくて年金になつていますか
ら、年金は遺族に幾らいくのですか。概略だけつ
こうですよ。

○政府委員(赤石清悦君) 今までの事例はわざ
かに二件でございます。やはり両方とも東京都で
ござります。どちらも学校医がけがをした事例で
ござります。一件は、昭和三十七年に大田区の矢
野という学校医の方が右大腿骨脛部骨折で、療養
費が四万五千七百七十五円、休業補償が九万一千
三百六十八円、計十三万七千四百四十三円もらつ
た、こういう事例が一件ござります。もう一件
は、東京都北区の滝野川の第一小学校の宮尾とい
う学校医でございますが、肋骨の骨折でございま
す。子供を那須高原に連れて山から落ちて、そ
うして学校医の何と言つたらいいのか、学校医の

の例に準じておりますから、ほかの例のとおりで

あります。

けがをしたという事例でございますが、療養補償

六万四千円、休業補償二万四千円、計八万八千

円、こういう事例、わずか二件あるだけでござい

ます。

いまの御指摘の五十才ぐらいの学校医の方が、

これを現行法の遺族補償の一時金で申しますと、

五十才の学校医がもしなくなつた場合、遺族補償

が一時金として現行法で五百万円、かなりの額に

なります。

○千葉千代世君 それは計算ですか、これは別

に計算した人が悪いのじやなくて、そういう数字

が出てきたわけですから。これが今度一時金でな

くと遺族の方ですと、今度たとえば奥さんにつん

りであります。

○千葉千代世君 それは計算ですか、これは別

に計算した人が悪いのじやなくて、そういう数字

が出てきたわけですから。

会議か何かに出席しておつて、そこで災害にあわれた、こういう場合の災害補償はどっちに補償されるのかということですね、つまり普通の民間の病院に勤務しておつて、そちらのほうの補償のはうははるかに高いだらうと思うけれども、学校医の勤務中に災害を受けたために学校医の補償を受けるということで非常に少ない額の補償を受けられる、こういうことになると、少しこれは問題がややこしくなるんじやないかと思うので、そういう場合どう扱うのか聞きたい。

○政府委員(赤石清悦君) 具体的な事例がわざか

しかないものですから、確実に申し上げにくいと

思いますが、しかし、いまの学校医の会議、それ

がその勤務している学校の命令でござりますね、

それで出了ような場合、これは明らかに対象にな

なると思います。そのお医者さんが五人以上の病

院につとめておれば厚生年金のほうの対象にもな

るわけでござります。で、今度の改正法によりま

して併給が、両方からもらつてよろしいと、こう

いう関係になります。

○千葉千代世君 それで、これは自宅から学校の

身体検査にくるときとか、あるいは子供に付き

添つて郊外へ遠足に行つたときとか、旅行に行つ

たときとか、あるいは水泳に海岸に行つたとき

とか、これははつきりしますね。ところがその校

医が往診を行きます。よそへ往診に行ってそれか

ら学校へ来ます。そうすると病家から学校へ来る

間、これはわかりますけれども、自宅から病家に

行く間に、そこでもし御不幸なことがあつたらこ

れはどうなりますか。ここなんです、私の伺いた

いのは。安全会法のときに、子供のふだん通学し

ているときならば、登校下校のときにはいいけ

れども、ほかの道ではだめだということで問題に

なりましたね。それにちょっと……。

○政府委員(赤石清悦君) 子供の通常の登下校は

できるだけ広げて対象にしようと、こういうふう

に考え、またその事例がたくさんあるのでござい

ますが、学校医の例はどうもたつた二件でござい

ますから、どうもちょっと申し上げにくいのです

が、やや、きわどい限界、学校に行く途中でござりますね。行くつもりでおつたわけです。自宅から学校へ行くつもりでおつたわけです。自宅から学校へ

ころが、急病か何かあつたとします。病家から呼

ばれます。そうすると途中で病家に行くわけで

す。病家に行く途中でそのお医者さんが自動車に

はねられちゃつたわけです。そうすると、学校へ

行くわけじゃないわけですね。いま行く直接の目

的は病家へ行くわけです。そのときにこれが適用

になるかどうかということなんです。それは審議

会に一任するのかどうかということなんですね。審

議会ですか、審議委員会ですかありますね、この

審査する機関。

○千葉千代世君 考えております。

○政府委員(赤石清悦君) きわどい場合は、市町

村だったら都道府県の教育委員会で厳重な審査を

受けるようにこの法律では規定しております。い

いふような事例は、どうもはつきり申し上げにく

いんですが、ちょっと困難ではなかろうかといま

うような、そういうふうなシステムでいきなが

ら、今度は地域保健所等をもつと有効に活用して

いつ、一体的な、地域保健所と一諸になつた総

合的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかということを考えるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

いかというのを考へるわけなんですけれども、

その点が一つ。というと、保健所のほうは人が足

りなくてそれどころじやないと言うでしよう。

それからその中で考えることは、法定伝染病に関する

予防だけはこれはただでござります。公費でご

ん弁を伺いたいんですですが、さつき大臣は、学校医の

改善策に対して述べられたわけですけれども、私

はやはり学校医制度に対し抜本的対策とし、専

門的な計画が立てられなければいけないんじやな

上げましたように、いまだ稼働していないといふ点につきましては、予算を執行する立場といたしましても、まことに遺憾に存じておりますが、この装置経費の中身の性質から申しますと、いわゆる光熱水費的なものと消耗品費的なものと、それからいいわゆる部品的な性質のものとありますけれども、三十九年、四十年、四十一年は部品的なものにウエートをかけて執行されておる、かのように私ども大学の資料から考えております。

○戸田菊雄君　過日、五月二十四日に四百三十一万、総額にいたしまして三年間で一千二百九十三万円、これは誤りであつて、その後節約目標というものを設立して、会計検査院が出してきたこの金額が正しい。総額これでいきますと、千百八十五万二千五百円、そういうことですね。ここをはつきり聞いておきたい。

○政府委員(井内慶次郎君)　実は申しわけないことでございますが、参議院の予算分科会のとき、私の会計のはうで実際に配当した最終金額なり執行いたしました金額なり確認をしまして、大学局長のほうに資料を差し上げるいとまがなかつたものですから、予算積算額で局長からお答えをいたいたわけでございます。

○戸田菊雄君　ですか、五月二十四日の学術局長が言つたということは誤りであるということですか、どうなんですか。

○政府委員(井内慶次郎君)　隔壁未満実験装置経費の当初予算額で大学局長はお答えをされたわけでございまして、三十九、四十、四十一で、私どものほうで大学からも資料を徴しまして検討した結果、ただいま申し上げました三百八十七万九千円、四百九万四千五百円でありまして、そのよう

に訂正させていただきます。

○戸田菊雄君　それじゃ、その内容についてお伺いをいたしますが、この三十九年度消耗品等の経費を見ますと、六十一万九千、それから四十年度でまいりますと、消耗品等は六万二千、四十年度でまいりますと、百二十五万三百、非常に変動があるわけですねけれども、そういうことにな

うものか、具体的に説明を願いたい。

○政府委員(井内慶次郎君) 実は大学の研究並びに実験用の設備等の経費の扱いでございますが、御存じのように、この臨界未満実験装置は東北大學工学部の原子核工学科のほうで使用いたしまする設備でございます。で、それぞれの国立大学の各学科は講座編制組織に相なっております。で、経常的な経費といったしまして各講座ごとに教育当たりの積算校費というものと、それから対象となりまする設備でございます。で、それぞれの国立大学の各学科は講座編制組織に相なっております。で、経常的な経費といったしまして各講座ごとに教育当たりの積算校費というものと、それから対象となりまする学生の教育のための学生当たり積算校費、通常教育研究費、学生経費という名前で呼んでおりますが、これがいわばペーフェクトに大学に配賦されております。このペーフェクトに配賦されておりまする研究費なり学生経費なりにプラスされて、こういった研究実験、実習用の装置の経費というものが實際はプラスされて配当されます。したがいまして原子核工学科といったしましては、原子核工学科の教育當り積算校費なりあるいは学生当たり積算校費なり、それとこの臨界未満実験装置で配当いたしましたものと、實際の執行におきまして、特に消耗品等につきましては、そこに若干の融通等はこれは現実にあろうかと思ひます。消耗品の個々の中身につきましては、ちょっと手元に資料を持っておりませんので。

○政府委員(井内慶次郎君) 三十九年でみてみますと、消耗品のおもなものといたしまして、リコピーの感光紙代でありますとか、あるいは薬品関係のものでありますとか、そいつたものに使用をしたというのを、私ども大学のほうからの資料で確認をいたしております。

○戸田菊雄君 私は会計課長は現地の実情をあまり知らないと思うんですね。少なくとも四十年度の六万二千円というものは、消耗品からいへば、年間トータルでどうしてもこれだけ最低かかるといふものは二十五万ないし三十万、私が当つたところでは。それに対して六万二千円というのは、非常に消耗品費の中身について変動があるということです。あとからだんだん追及してまいりますけれども、あるはずです。それを勝手に――運営費の問題についてはこれは創作をしたものですかね、それを土台にして政府はこれを提示してきているんだと思うんです。だからいま会計課長が云つておる消耗品費等については、これは適切じやないと思うんですが、その辺どうですか、見解は。

○政府委員(井内慶次郎君) 私どもが大学の經理部長等を招致いたしまして資料作成を依頼し、そこの資料を確認いたしましたものはただいま申し上げましたようなことでござります。

○戸田菊雄君 時間がないよなんで非常に困っているわけですが、角度を変えていすればゆっくりやつてしまりますけれども、ひとつ問題点だけ指摘をいたします。ぜひ記録をしてお調べを願いたいと思うんですが、一つはボロン熱電対二本、三十六万円ということになつて住友、東芝購入で備品を買つておる。しかしこれは実際問題としては設置上いろいろ失敗がありまして、ボイド装置のスカートの分がこの中に十一万円入つておる。それはあとから現地大学としては追加予算と

して要求をして実はやっているんです。ですか
ら、これは運営費からそういうものへ持つていっ
ていいものかどうか、本来なら実験装置の設置に
要する一億一千五百万、こういうものには随的
に実は私は会計上運用され、もしくはそういう正
当な予算要求に基づいてやっていくのが正しいと
思うのであります、この運営費から実は出して
おる、これが一つです。

それからもう一つは、電動ポンプMP四式、一
式を実は二十八万円で買っているのであります
が、万能工作機等について大学が購入する場合
は、少なくとも理科学系の専門機械であります
から、そういう場合の購入系統というものはおお
むねきまつておる。ところが全然関係のない明機
産業を通じてそういう機械を購入しているのであ
ります。おまけに何というか、専門店を抜きにし
て、従来の購入慣行といいますか、そういうもの
を抜かして実はやっているんですね、こういう問
題についての見解が一つであります。

もう一つは、万能工作機械一式を百八十七万円
で買っている。このときに当時の小林教授は、明
機産業から購入して実は五万円もらっている。
言つてみれば詐欺行為だ。そういう行為をして
やつているのであります。これはあとで資料要求
をいたしますが、そのときにこの領収証を発行し
て、その後あとでうまくないということで現金を返
した。その領収証は全然金額が書いてありません
んけれども、これはいまの棚沢工業部長が保管し
てある。あとでこれは説明書類として提示を求め
たいと思う。こういう問題が一つ。

それから微量直示天秤一点というやつは七十五
万円、これは追加予算の中に振りかえになつてお
る、実際は。ですから運営維持費中項目が上がつ
てること自体が私はおかしいと思う。ですから
こういう問題について非常に内容が、いまあげ
てきた運営維持費等の使用調べについては、きわ
めて偽造的なものが多いんです。こういう問題に
ついてぜひひとつ回答願いたいのですが、時間も
ありませんから、これはひとつ記録にとどめてお

いていただいて、あとで調査をしてもらいたい。それから四十年度の臨界未満実験装置据付調整費三百三十六万二千円、これは運営維持費ではないのですから、これもこの中に実は入っている、これはおかしいと思う。というのは少なくとも当時装置設置に伴って、運搬据えつけ調整費というのは別途予算要求として出しているわけですね。これはこまかく住友会社との工事契約の際に出しているわけであります。先ほど会計課長は、その契約の内容というものは、そういう運搬調整費も含まれる、運営維持費にはどこからいつでも私は食込んでくる性格のものじゃないと思う。少なくとも一億一千五百万と、運搬調整費、こういうものは別途工事契約の中で明らかに別の書類でもつて契約がとり行なわれているわけなんですよ。そういう点についても私は非常に疑問に思うので、したがって、この四十年度が消耗品費等六万二千円、きわめて低かったというのは、こういった臨界未満実験装置の据えつけ調整費等を無理にここに入れてきているのです。結局そういう結果にならざるを得ないのだ。ですから、三十九年、四十年度と見まして、四十年がきわめてずさんな経理というのは、そういうところに端があるのだろうと思うのです。こういう問題についても十分ひとつお調べ願つて、きょうは時間がありますから、四十一年度分には触れませんけれども、運営維持費等については最後にもう一回問題にしまして、こまかく私は追及をしてまいりたいと考える。

そこで最後に、時間がありませんから、資料を

ぜひひとつ御提示願いたいと思うのです、次回ま

でに、資料要求をいたしますが、一つは運営維持費の三十九年、四十年、四十一年、各年度別の実際

使用した明細書、現地帳簿であります。これをぜ

ひひとつお出し願いたい。

それから消耗品費の内訳明細、それはやはり現

地帳簿があるはずです。

次は、万能工作機器購入にあたって小林教授が明

機産業から五万円詐欺行為をやつたというのは、

さつき私がお話ししました領収書があるはずだ。

その領収書をひとつ証拠物件として出してもらいたい。

もう一つは、この装置実行にあたりまして、住

友会社に対しまして五十万の請求をやつた。しか

し、これは重役会議でもつて拒否されました。

そういう一こまがあるのでありますて、その実情

報告、これをひとつ出してください。

それから次に、臨界未満実験装置据付調整費、

この現地帳簿をひとつ御返事願いたい。

それから次に、住友商事株式会社提示の三十七

年度、三十八年度の製造内訳書があるのであり

ますから、これを住友会社の名入りの現地調製調

書、これをひとつ出していただきたい。

それから次に、東北大學工学部の臨界未満実験

装置仕様書一式、これを全部提示をしていただきたい。

それから次に、製造請負契約書一式、三十七年

度、三十八年度ございますが、それを全部出して

いただきたい。

それから次に、東北大學工学部長、棚沢工学部

長から会計検査院文部検査官副長勝幸平殿あてに

臨界未満実験装置に対する回答書というものがあ

ります。同じように説明書というものがある。こ

の書類を二通御提示願いたい。

それから次に、請負業者の選定理由書、随意契

約の理由書、これを出していただきたい。

次に、住友原子力工業株式会社提出のボイド発

生装置試験報告書一切、これを御提示願いたい。

次に、東北大學工学部の三十六年、三十七年、

三十八年の予算要求書と概算要求付属参考書、こ

れを御提示願いたい。

次に、三十九年度工作機械費の購入選定理由

書、これを御提示願いたい。

さつき私がお話ししました領収書があるはずだ。

その領収書をひとつ証拠物件として出してもらいたい。

もう一つは、この装置実行にあたりまして、住

友会社に対しまして五十万の請求をやつた。しか

し、これは重役会議でもつて拒否されました。

そういう一こまがあるのでありますて、その実情

報告、これをひとつ出してください。

それから次に、臨界未満実験装置据付調整費三百三十六

万二千円の内訳書を御提示願いたい。

次に、ボイド装置十万以上の一欄表を御提示願

いたい。

さらに、追加品目で二千万円近くのいろいろな

機械工具等購入をしておるのであります、それ

らの工作機械一切、その内訳、こういうものを御

提示願いたい。

以上の資料要求をきょうはいたしまして、いず

れ機会をましまして、それらの問題について遂次検

討してまいりたいと思いますが、こういったこと

に対して文部大臣、この資料要求についてはどう

いう今後の態度と言いますか、そういう問題につ

いてお聞かせを願いたい。

○國務大臣(鈴木亨弘君) この大学の経理一般に

つきましては、文部省といたしましては、第一義

的には大学の責任においてまかしておるわけでござります。その経理の状況について、文部省とし

てはできるだけの調査をいたしますが、もし、会

計上不當行為があれば、これはやはり会計検査院

の調査の対象になるべき筋でございます。また会

計検査院からの不当行為に対しまして、もし不当

な個所がございまして、これが経理上不當がござ

りますれば、これは当然に決算委員会においてい

ります。その他の問題につきましては、決算上問題ではないか、できました

らひとつ、文部委員会におきまして、大学の経理

その他につきまする決算上の問題につきまして

は、一応ひとつ文部省としましては、会計検査院

の検査を受けまして、その結果を待つて処理をいたしたいと思う。文部省自身はできるだけの調査

をいたしますけれども、できましたら、事の性質

上私ども今日、先ほど申し上げましたように、い

まで文部省が調べました点におきまして、経理

上の不正行為はないと承知いたしておりますが、

しかし、まだ会計検査院の調査もこれから受ける

問題もあると思います。十分検査を受けまして、

いま申されましたような資料等の提出は、もし提

出をお許し願えましたならば、私としては非常に

幸せだと思います。ただいま申されました中で、

幸せだと思います。ただいま申されました中で、

院にまず調査してもらおうのが先決じゃないかと思

います。これは政府部内のこととござりますか

ら、国会が大学の経理の中をいろいろお調べ願う

非常に広範なものでござりますから、もちろん文部省としては提出する努力をいたしますが、ある程度の時間をかかしていただかねばならぬと思います。まあしかし筋としましては、私どもまあ実は戸田委員がどういう経路からそういうお調べをいたいたか、私自身非常にふしぎに思います。大学は実はその自主性を非常に尊重します。文部省といえども、そうみだりに会計検査院的な検査とか、そういうものはやらない。一応大学の経理部長の責任におきまして、報告を待つてその処理をいたしておるわけでございます。でござりますから、これは国会の要求がござりますので、私ども大学に提出を要求することはできると思いますが、しかし大学の自主性の中にそいつたような資料が、どうしてその経路ですね、その点も私ども非常に疑問を持つ点がございますので、そういう点もひととしましてはやはり調べてみたいと考えておるわけでございます。それで、大学の責任においてましておるわけですが、その業者提出の全部、各社のやついろいろあります。それを全部提示をしていただきたい。

○國務大臣(鈴木亨弘君) この大学の経理一般につきましては、文部省といたしましては、第一義

的には大学の責任においてましておるわけでござります。その経理の状況について、文部省とし

てはできるだけの調査をいたしますが、もし、会計上不當行為があれば、これはやはり会計検査院

の調査の対象になるべき筋でございます。また会計検査院からの不当行為に対しまして、もし不当

な個所がございまして、これが経理上不當がござりますれば、これは当然に決算委員会においてい

ります。その他の問題につきましては、決算上問題ではないか、できました

らひとつ、文部委員会におきまして、大学の経理

その他につきまする決算上の問題につきまして

は、一応ひとつ文部省としましては、会計検査院

の検査を受けまして、その結果を待つて処理をいたしたいと思う。文部省自身はできるだけの調査

をいたしますけれども、できましたら、事の性質

上私ども今日、先ほど申し上げましたように、い

まで文部省が調べました点におきまして、経理

上の不正行為はないと承知いたしておりますが、

しかし、まだ会計検査院の調査もこれから受ける

問題もあると思います。十分検査を受けまして、

いま申されましたような資料等の提出は、もし提

出をお許し願えましたならば、私としては非常に

幸せだと思います。ただいま申されました中で、

院にまず調査してもらおうのが先決じゃないかと思

います。これは政府部内のこととござりますか

ら、国会が大学の経理の中をいろいろお調べ願う

のはけつこうでございますけれども、これはやはり決算の調査ということが主たる国会のあれじやないかと思います。会計検査院の不当行為という報告もないのに、各大学の経理の非常な細部にわたりまして、全部国会の要望で調査を出せということになりますと、これはたいへんことになるわけでありますので、やはり会計検査院の意見も一應承りまして、この調査につきましては、そのうちまたお答えをいたしたいと思います。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言がなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時四分散会

○委員長(大谷藤之助君) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案を再び議題といたします。

別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出

昭和四十二年七月二十四日印刷

昭和四十二年七月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局